



トラクターやフォークリフトなどをお持ちの方へ

総務課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

公道を走らないトラクターやフォークリフトなども課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

公道を走らない場合(田畑や敷地内でも、使用しない)でも、小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。該当する車両を所有している場合は、軽自動車税の申告をして課税標識の交付を受けてください。

小型特殊自動車の課税標識(ナンバープレート)は、軽自動車税の課税物件であることを表す標識です。課税標識(ナンバープレート)の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはできません。

農耕用作業機	その他(農耕用以外)
トラクター、コンバイン 田植機、農業散布車など	フォークリフト ショベルローダーなど
	
最高速度35km/h未満 車体のサイズ制限なし 排気量の制限なし	最高速度15km/h以下 長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下 排気量制限なし
※表の条件に該当しないもので事業に使用しているものは「固定資産税(償却資産)」の申告の対象となります。	

課税標識(ナンバープレート)の交付(申告)の際に必要なもの

・販売証明書または譲渡証明書 ・印鑑 ・車両の情報(所有者と使用者の住所と氏名、車名(メーカー名)、車体番号、排気量)

よくある質問

<p>Q1. 公道を走らないから、ナンバープレートをつける必要はないのでは?</p> <p>A1. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。公道走行とは無関係です。</p>	<p>Q4. 車両を買い換えたので、そのままナンバープレートを付け替えてよいのか?</p> <p>A4. 車両を買い換えたときは、課税標識(ナンバープレート)も変える必要があります。前の車両の課税標識を返納し「廃車」申告手続きをするとともに、新しい車両の「登録」申告手続きをしてください。</p>
<p>Q2. 取得した際にナンバープレートをつける必要はないといわれたが?</p> <p>A2. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。該当する車両を取得、または現在、未申告の車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税の申告をして課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。不申告の場合は「料料(10万円以下)」が科せられます。</p>	<p>Q5. 現在、使用していないのでナンバープレートを返したいのだが?</p> <p>A5. 小型特殊自動車は、使用していない場合でも、所有していることで軽自動車税が課税されます。車両を廃棄、譲渡した場合に課税標識(ナンバープレート)を返却してください。</p>
<p>Q3. 対象になる車両は?</p> <p>A3. 農耕用の小型特殊自動車は、トラクター・コンバイン・田植機・農業用薬剤散布車などで、乗用装置のあるものが対象です。農耕用以外の小型特殊自動車は、フォークリフト・ショベルローダー・タイヤローラーなどが対象です。</p>	<p>Q6. 手数料を払うので希望ナンバーを交付してほしい。</p> <p>A6. 課税標識(ナンバープレート)の管理の都合上、希望ナンバーには対応できませんのでご了承ください。</p>

救急の日 普通救命講習会

消防署厚真支署 ☎ 26-7119

大切な人を救うため、受講してみませんか?

<p>●日 時</p> <p>9月12日(土) 13時30分~16時30分</p>	<p>●対象者</p> <p>高校生以上の方・再講習の方</p>
<p>●場 所</p> <p>消防署厚真支署会議室 (錦町47-2)</p>	<p>●持ち物</p> <p>筆記用具、印鑑</p> <p>※再講習の方は、普通救命講習修了証をお持ちください。</p>
<p>●内容</p> <p>普通救命講習(応急手当の基礎知識、AEDを用いた心肺蘇生法、止血法、その他応急手当)</p>	<p>●申し込み</p> <p>9月10日(木)まで</p>

高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費などの一部を助成します。

●対象
町外の高校(高等専門学校は1~3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者
※町内在住の保護者に限る

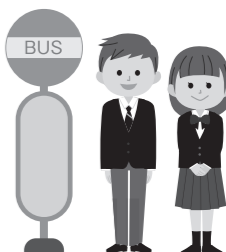
●助成内容
月額5,000円×5カ月分を子育て支援ポイントとして還元

●対象期間
令和2年4月~令和2年9月分
(長期休暇1カ月分を除く)

●受付に必要なもの
在学証明書(発行日から2カ月以内)
あつまるカード、印鑑

●受付期間
10月30日(金)まで

●提出先
住民課 子育て支援グループ
または上厚真支所



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

受給者世帯の所得の状況や児童の養育の状況を確認するために必要なものです。提出がない場合は8月分以降の手当の支給を受けられなくなりますのでご注意ください。

児童扶養手当の現況届

●児童扶養手当とは
父母の離婚、死亡、未婚などにより父(母)と生計をともにしていない18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している母子家庭(父子家庭)に支給される手当

●提出期限
8月31日(月)

●提出に必要なもの
①現況届 ②印鑑 ③児童扶養手当証書 ④養育費等に関する申告書 ⑤同居扶養義務者に関する調書 ⑥同意書 ⑦一部支給適用除外事由届出書(一部支給停止措置の対象になる方のみ)
※この他にも書類の提出が必要となる場合があります

●提出先(現況届・所得状況届) 住民課 子育て支援グループまたは上厚真支所

特別児童扶養手当の所得状況届

●特別児童扶養手当とは
精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当

●提出期限
9月11日(金)

●提出に必要なもの
①所得状況届 ②印鑑 ③特別児童扶養手当証書 ④同意書 ⑤別居監護申立書(対象児童と別居している場合)

高収益作物次期作支援交付金

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高収益作物生産者に支援金が交付されます。

新型コロナウイルス感染症の発生で、売り上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物(野菜・花き・果樹)について、次期作に前向きに取り組む生産者に支援金が交付されます。

●対象
令和2年2月から4月の間に野菜や花き、果樹について、出荷実績があるまたは廃棄などにより出荷できなかった生産者
※5月以降に出荷した高収益作物の対象品目は未定です。

●申請受付期間
8月31日(月)まで

●支援単価	
基本単価	5万円/10a
施設栽培のうち高集約型品目の単価	80万円/10a
高品質なものを厳選して出荷する取り組み	2,200円/1人・1日

●申請書類
・交付金申請書
・取組計画書
※申請受け付けの際に、担当者が聞き取りしながら書類を作成します。出荷実績が分かる伝票などを持参してください。

Local Venture School

厚真町ローカルベンチャースクール

厚真町ローカルベンチャースクールは、今年で5年目を迎えます。移住者による起業や新規就農によって、「地方創生」を推進するローカルベンチャースクールについて紹介します。

ローカルベンチャースクールとは



起業したいという人材やベンチャー企業などを誘致・育成する事業です。起業に限らず、新しい事業への挑戦を考えている人や、一次製品の加工を検討している農家などの参加も可能です。

町は、地域における未利用資源などの可能性や各種制度活用の提案などを通じて、町民を含め町に存在する資源と参加者のマッチングを支援しています。

こんな人が対象です

- ▶ **起業を目指す人**
年齢や業種を問わず、町を拠点として新規事業を立ち上げる人
- ▶ **新規就農を目指す人**
町を拠点に就農を目指す満40歳以下の人
- ▶ **企業に所属したまま町で活躍を目指す人**
企業に所属しながら町を新たな拠点として新規事業を開拓する人
- ▶ **新たな挑戦や事業を考えている町民**
「新たな事業に挑戦したい」「既存事業の拡大を図りたい」など意欲的な町民

都市部からの移住を伴う場合は
地域おこし協力隊制度を活用することができます。

三大都市圏の企業に勤める場合は
地域おこし企業人制度を活用することができます。

町民は事業プランの磨き上げや、アドバイスを
受ける場として利用することができます。

スクールの内容と選考スケジュール

応募の動機や町で取り組みたい事業などの内容や思いを説明します。多くの起業家の伴走を務めてきた経験豊かな指導者(メンター)が、事業プランを磨き上げるためにアドバイスします。

- ①ウェブサイトからエントリー
- ②応募書類提出・書類選考
- ③1次選考合宿
11月6日(金)~11月8日(日)
- ④最終選考会
12月5日(土)~12月6日(日)



1次選考通過者は最終選考会までの約1カ月間メンターから助言を受けて自らの事業プランを見つめ直します。

4年間で
11人が移住

事業開始から4年間で、50人がエントリーして13人が最終選考を通過し、11人が町に移住しました。移住元の内訳は、道内は札幌市5人、恵庭市2人、道外は鎌倉市や東京都、神戸市から4人が移り住みました。業種では、2人が新規就農を目指し、残る9人は林業や貿易、デザイナーなど多岐にわたります。

	エントリー	最終選考通過
平成28年度	7人	3人
平成29年度	20人	5人
平成30年度	15人	4人
令和元年度	8人	1人
累計	50人	13人

申し込み(エントリー)はウェブサイトからローカルベンチャースクールのウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力してください。エントリーされた方に、応募書類のデータを送付します。

応募締め切り 9月30日(水)まで



<https://www.a-zero.co.jp/lvsl-l-atsuma-lvs>

お知らせ



住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

敬老会に係る補助金交付

自治会・老人クラブで独自に敬老会等を実施する場合、実施経費に対して補助金を交付します。

- **対象**
敬老会などを行う自治会、老人クラブ
- **補助対象経費**
講師などの謝礼、記念品等の報償費、祝い金、消耗品、使用料・賃借料、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、光熱水費
- **補助額**
敬老会の参加人数×3,000円
※町内在住の70歳以上の高齢者に限る(当日不参加でも記念品などを贈呈する場合は含みます)

- **申請書類**
・補助金等交付申請書
・事業計画・収支予算書
・参加者名簿
- **申請期間**
令和3年3月31日(水)まで

コミュニティ活動補助

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

- **地域花壇づくり活動助成事業**
▷他のモデルとなるのが期待できる花壇の管理費を助成します。
対象 自治会・町内の団体
補助金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円
花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)
募集期間 10月30日(金)まで
- **フラワーマスター育成事業**
▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。
対象 町民
補助金額 講習会受講旅費(実費分)
募集期間 10月30日(金)まで

- **空缶拾い活動奨励事業**
▷空缶拾い活動に対して助成します。
対象 団体(15人以上)
補助金額 年3千円以内
募集期間 10月30日(金)まで
- **個性的文化活動奨励事業**
▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。
対象 町民(10人以上)
補助金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)
募集期間 10月30日(金)まで

まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的に取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

- **対象事業**
①まちおこし事業 ②人材育成事業 ③特産品開発事業
④文化活動 ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認めた事業
※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

- **対象**
団体・サークル
- **補助金額**
補助対象経費の3分の2以内
(1事業の上限は30万円)
- **募集期間**
12月30日(水)まで